



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

□気付かぬうちに違法行為!?- 自社製品の名称やロゴ、商標権の侵害になっていませんか - □民泊新法が施行されました
□従業員が起こした交通事故の責任を会社が負うのはどのようなとき? □たくみの日常

Pickup Law News

気付かぬうちに違法行為!?- 自社製品の名称やロゴ、商標権の侵害になっていませんか -

はじめに

大阪地方裁判所は、平成 30 年 4 月 17 日、関西を中心に洋菓子の製造販売を行う株式会社モンシェール (Mon cher) が、同社の人気ロールケーキ「堂島ロール」の商標権が侵害されているとして「堂島プレミアムロール」を販売する株式会社堂島プレミアムに対してロゴマークの使用差止と 1 億円の損害賠償を求めていた訴訟で、モンシェールの請求を認める判断を下しました (ただし、損害賠償については 1 億円の請求に対し、3426 万円の支払いを命じる内容)。



また、東京地方裁判所は、同月 27 日、酒店を営んでいる個人が、同人が製造販売を行う日本酒「白砂青松」の商標権が侵害されているとして、森島酒造株式会社に対し、「大観白砂青松」の使用差止を求めていた訴訟で、個人の請求を認める判断を下しました。

事業を行っている者にとって、自社が製造・販売する商品に名称やロゴマークを付すことは日常的に行っていることだと思いますが、それが**他人の商標権を侵害していると判断されてしまえば、今回の裁判例のように、使用差止や多額の損害賠償の義務が発生してしまうリスク**があります。

そこで、今回は、そもそも商標とは何か、どのような場合に商標権の侵害となるのか、商標権を侵害してしまわないためにどのようなことに気をつけなければならないのか等についてご説明しようと思います。

商標とは

商標とは、「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」で「業として、商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」とされています (商標法 2 条 1 項)。

つまり、簡単にいうと、商標とは、**商品に付されるロゴ、トレードマークであり、商標を付すことによって、商品の出所や品質を示し、広告宣伝の機能を果たすことができるものです。**



商標権は特許庁への登録手續によって発生し、登録要件を満たしているか否かの審査を経て商標権を獲得した場合には、登録の日から 10 年間存続します (19 条 1 項、更新可)。

そして、商標権を獲得した者は、自己の商標権が侵害され、または侵害されるおそれがある場合にはその差止や損害の賠償を求めることができます (36 条)。

商標権の侵害になる場合

では、どのような場合に商標権を侵害していると判断されるのでしょうか。

商標権の侵害とは、「指定商品に類似する商品であって、その商品や包装に登録商標に類似する商標を付して使用する」場合を言います（37条）。

つまり、**既に登録手続によって商標権を有する商品と類似する商標を使用した場合に、商標権を侵害したことになる**のです。

そして、類似しているかどうかは、それぞれの商標の外観、呼称が取引者に与える印象・記憶等を全体的に考察して、商品の出所混同を生じるほど紛らわしいかどうかという視点で判断されます。



簡単にいうと、**消費者がその商品を見たときに他社の商品と誤認してしまうほど似ていれば、商標権の侵害となる**のです。

たとえば、前述の堂島ロールの例でいうと、大阪地裁は、モンシェールが販売する「堂島ロール」はロールケーキであって「洋菓子及びパン」に分類される商品であること、また、株式会社堂島プレミアムが使用していた「堂島プレミアムロール」のロゴはモンシェールが使用していた「堂島ロール」の高品質版であるという印象を消費者に与え混同を生じさせること等の理由から、商標権の侵害があると判断しました。

商標権を侵害しないために最低限やるべきこと

商標の使用を開始した後に商標権の侵害が発覚してしまうと、使用差止や損害賠償のリスクがあることは前述のとおりです。

そこで、実際に商標の使用を開始する前の準

備段階で、既存の商標を侵害しない名称やロゴを考案する必要があります。

ご存知の方も多くいらっしゃると思いますが、特許庁が公表している「特許情報プラットフォーム」というサイトでは、キーワードを入力することで、一般人でも、無料で、既に登録されている商標を確認することができます。



使用差止や損害賠償の請求を受けるのは有名な大企業だけと安心してはいけません。

たしかに、裁判まで発展する例は限られているかもしれませんが、弊所にも、「商標権を侵害しているという理由で使用差止や損害賠償を求めた書面が届いたが応じる必要があるのか」、「商標の変更を求められて既に変更を行ったが、看板や包装のやり直しを余儀なくされて多大な費用を要してしまい、赤字を計上してしまった」、というような相談が寄せられることがあります。

このような事態になってしまう前に、最低限、前述した「特許情報プラットフォーム」で既に登録されている商標を確認するようにしてください。

そして、万が一、商標を侵害しているという指摘を受けてしまった際には、たくみ法律事務所の弁護士にご相談ください。



弁護士

向井智絵

鹿児島県生まれ。人事・労務管理の問題に注力しており、福岡県弁護士会では労働法制委員会に所属。労働問題に関する最新の動向も把握しておりますので、是非一度ご相談ください。

民泊新法とは

今年6月15日、住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）が施行されました。

福岡市では、2016年に旅館業法施行条例を改正し、旅館業法による簡易宿所の基準を緩和するなどして、**民泊の規制緩和を積極的に進めていました**が、民泊新法の施行によって何が変わるのでしょうか。

この記事では、主に、民泊により不動産物件を有効活用したいと考えていらっしゃる不動産オーナー様、そして民泊事業への参入を検討されている不動産管理会社様向けに民泊新法について解説いたします。

民泊新法による3つの分類

民泊代行業者は「住宅宿泊管理業者」へ

民泊新法では、ホストである「住宅宿泊事業者」、ホストからの委託を受けて民泊事業を遂行するための措置を行う「住宅宿泊管理業者」、そして住宅宿泊事業者とゲストとの間の宿泊契約の締結の仲介を営む「住宅宿泊仲介業者」のそれぞれに対する規制が定められています。

民泊新法施行以前に「民泊代行業者」と呼ばれていた業者は、住宅宿泊管理業者と呼ばれることとなります。

住宅宿泊管理業者の業務

住宅宿泊管理業者になるためには、国土交通大臣への届け出が必要です。

管理の委託を受けた住宅宿泊管理業者は、鍵の管理や、住民からの苦情への対応などを行わないといけないほか、誇大広告や不当な勧誘が禁止されるなど規制の対象となります。

民泊には「家主居住型」と「家主不在型」の2種類があり、ホストが民泊物件に同居しない家主不在型の場合、ホストは必ず住宅宿泊管理業者に管理の委託をしなければいけません。

民泊新法で何が変わる？

行政への申告形態

旅館業法のもとで簡易宿所の営業を行うためには、福岡市の場合、**福岡市内の保健所に申請を行って許可を得る必要がありました**が、新法のもとでは、**福岡県に届出を行うだけで営業を行うことができる**ようになりました。



この申請はオンラインで行うことができます。

営業日数制限

旅館業法の簡易宿所は営業日数に上限がなく、365日間営業することも可能でしたが、民泊新法では上限が180日と定められました。

このため、旅館業法の簡易宿所と比較すると、休眠不動産の有効活用という点では魅力が減少することになりました。

住居専用地域での営業

住宅専用地域とは都市計画法で用途地域として定められているもので、低層～中高層住宅の良好な住環境を守るための地域です。

旅館業法のもとでは住宅専用地域での簡易宿所の営業は制限されていましたが、民泊新法の施行でこれが解禁されたため、住居専用地域でも民泊を行うことが可能になりました。

違法民泊への罰則

新法に基づく届出をせずに民泊を行うと旅館業法違反として6ヵ月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

民泊新法の施行により、民泊事業への参入障壁が下がる一方で、違法な民泊への取り締まりが強化されることも予想されます。

はじめに

従業員が交通事故を起こした場合、その従業員自身が法的責任を問われることは当然です。



同時に、会社も、民事上の責任、刑事上の責任、そして行政上の責任を負う可能性があります。

今回はその中の民事責任、つまり交通事故の被害者に対する損害賠償義務についてご説明します。

会社が負う損害賠償義務

会社が被害者に対して負う民事上の責任は、①**使用者責任**と②**運行供用者責任**の2つがあります。

(1) 使用者責任

従業員が業務中などに起こした事故について、使用者（会社）が従業員とともに（連帯して）損害賠償義務を負うものです。

法律上は、会社が従業員の選任・監督について相当の注意をした場合、または、相当の注意をしても損害の発生を避けられなかった場合には、会社は責任を負わないことになっています。

しかし、**実際には、会社が使用者責任を免れることは難しい実態があります。**

(2) 運行供用者責任

会社は、会社自身が自賠責法上の「運行供用者」に該当する場合、被害者の怪我に対して損害賠償義務を負うことになります。

運行供用者に当たるかどうかは、自動車の運行により利益を得ているか、そして自動車の運行について直接または間接に指揮・監督する地位にあるかによって判断されます。

なお、運行供用者責任は被害者の人身の損害についてのみ適用され、物損については使用者責任のみが問題となります。

会社が責任を負う場合

続いて、従業員が交通事故を起こした場合に会社がどのような責任を負うのか、事故のパターン別にご説明します。

① 業務中に社用車で事故を起こした場合

会社は、人身についても物損についても、損害賠償義務を負います。

なお、業務中かどうかは行為の外形から判断されますので、**従業員が休憩中に起こした事故でも、業務中の事故と判断されて会社が責任を負うこととなります。**

② 業務中に従業員がマイカー（自家用車）で事故を起こした場合

従業員による業務中のマイカー利用を会社が認識していた場合には、社用車を使わせていた場合と同様、会社は損害賠償義務を負います。

建前上はマイカー利用を禁止していても、**事実上は黙認していた場合には、マイカー利用を認識していた場合に含まれます。**

他方で、会社がマイカー利用を禁止していたにもかかわらず、従業員が会社に隠れてマイカーを使っていた場合には、会社は責任を免れられる可能性があります。

なお、休憩中であっても業務中とされることは、社用車で事故を起こした場合と同じです。

③ 通勤中・帰宅中に社用車で事故を起こした場合

通勤は業務のための準備行為に過ぎないため、原則論で言えば、会社は責任を負いません。

しかし、多くの場合、会社の責任が認定されるのが実情です。

会社が、出退勤時に社用車を使うことを認めていた場合はもちろん、建前上は禁止していても、**鍵の管理がずさんで、社用車を簡単に利用できた場合などには、会社は使用者責任・運行供用者責任を免れません。**

④

通勤中に従業員のマイカーで事故を起こした場合

この場合も、会社が責任を負わないのが原則です。

しかし、従業員によるマイカー通勤を会社が認めたり、認識したりしていた場合には、会社が使用者責任・運行供用者責任を負う場合があります。



過去の裁判例には、建前上はマイカー通勤を禁止していたが、実際は黙認されていた状況で、従業員が現場から寮に帰宅する最中に起こした事故につき、会社の使用者責任・運行供用者責任を認めたものがあります（最三小判平成元年6月6日）。

⑤

従業員が全くのプライベートで社用車を使って事故を起こした場合

会社が従業員にプライベートで社用車を使うことを認めていた場合や黙認していた場合には、会社は使用者責任・運行供用者責任を負います。

また、従業員による社用車の業務外利用が簡単にできる状況にあった場合には、会社が使用者責任・運行供用者責任を負う可能性があります。

過去の裁判例には、業務時間外の社用車の利用を禁止していたが、鍵の管理が厳格でなく、過去にも社用車を業務時間外に利用されたことがあった状況で、従業員が社用車を無断で持ち出してプライベートで利用し、事故を起こしたケースで、会社の使用者責任・運行供用者責任

を認めたものがあります（最三小判昭和39年2月11日）。

会社が取るべき対策

以上のとおり、会社は従業員が起こした事故についても責任を負う場合がありますので、あらかじめ、以下のような対策をとっておくべきです。

（1）社用車についてのルール

- ①社用車の私的利用を禁止する規定を作り、それを張り出すなどして周知・徹底し、無断で私的な利用をさせないように鍵を厳重に保管する
- ②可能であれば、社用車の利用や保管状況を常に把握できる状態にしておく
- ③社用車を整備して不備のない状況にし、任意保険への加入を確実にを行う

（2）従業員のマイカーについてのルール

- ①マイカーを業務で利用することを禁止する規定を作り、それを張り出すなどして周知・徹底する
- ②マイカー通勤を原則禁止とし、実際に通勤でマイカーを使っていないかどうかを定期的に確認する
- ③マイカー通勤を認める場合でも、上司の許可制とした上、任意保険への加入を義務付け、ガソリン代は支給しない

（3）安全運転教育

そして何よりも、交通事故の発生を防ぐために従業員に対して安全運転教育をし、万が一交通事故を起こしてしまったときには適切に対応できるように指導しておくべきです。



弁護士 澤戸博樹

静岡県出身。大学卒業後、民間会社で営業職を経験。営業マンの経験を活かし、ビジネスの目線を持って敷居は低く、フットワークは軽く、依頼者のご要望に応えさせていただきます。

たくみの日常 - たくみ法律事務所のバーベキュー -

今年も梅雨の時期がやってきました。

毎日雨が降ったり止んだり、じめじめした薄暗い日も多く、早く梅雨が明けないかな、と何度も天気予報をチェックしてしまいます。

そんな気持ちが暗くなってしまいそうな時期だからこそ、何か気分を変えられるイベントを、ということで、たくみ法律事務所ではバーベキューを開催しました！

会場は福岡のシンボルである福岡タワーやヤフオクドームを見渡せる「アゴーラ福岡山の上ホテル」でした。

梅雨の時期ということもあり、直前まで天候の心配をしていましたが、なんと当日は梅雨の中休みで見事な晴天！

むしろ日差しが眩しいくらいで、絶好のバーベキュー日和でした。

私たちの日頃の行いが良いのか、もしくは代表弁護士の宮田が晴れ男なのか・・・(!)

実際のところはわかりませんが、梅雨とは思えないくらいの爽やかな天気でした。

たくみ法律事務所には弁護士とスタッフを含めて20名近くのスタッフが在籍していますが、今回は休日の午後の開催ということもあり、11名での開催となりました。

全員で乾杯をした後は、団らんをしたり、お肉を焼いたり、ビュッフェに用意されている食べ物を取りに行ったり、それぞれが楽しい時間を過ごしました。

スタッフの1人がお子様と一緒に参加してくださり、とても癒されました。

そして、お子様の食欲には驚かされました。

ビュッフェに用意されているそうめんを何回もおかわりしていました！

はじめは恥ずかしがっていたお子様も、時間が経つにつれて心を開き、おしゃべりをしてくれるようになったので嬉しかったです。

そしてなんと、代表弁護士の宮田自らがお肉や野菜を焼くというサービス付きでした！

スタッフ一同、お腹いっぱいになるまでお肉や野菜、海鮮をいただきました。

お腹いっぱいと言いながらも、最後はアイスクリームやフルーツなどデザートまでしっかりいただきました！

天気の良い休日においしいお酒と食事を堪能でき、とても楽しい一日となりました。

梅雨はもうしばらく続きますが、夏に向けて前向きな気持ちで乗り切りましょう！



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）